

第五次総合計画(案)の概要について

平成27年11月20日(金)

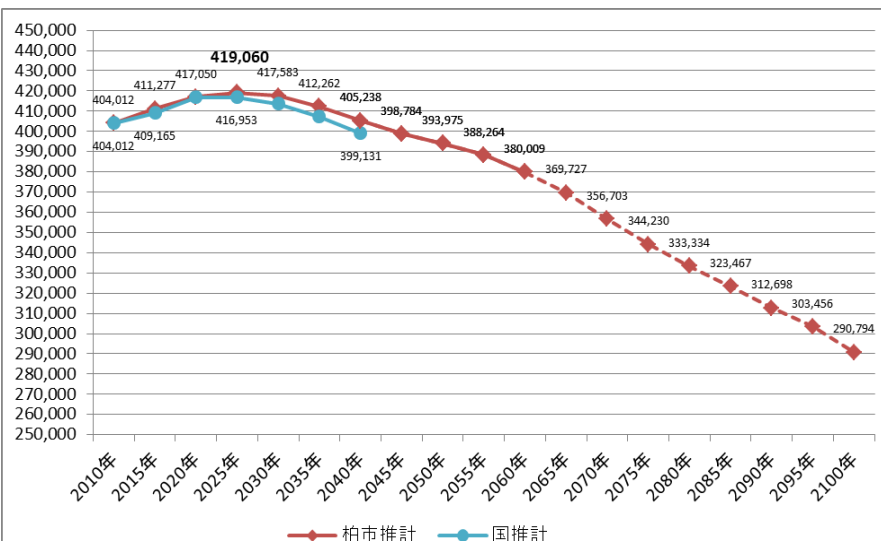
企画部 企画調整課

目次: 本日本話しする内容

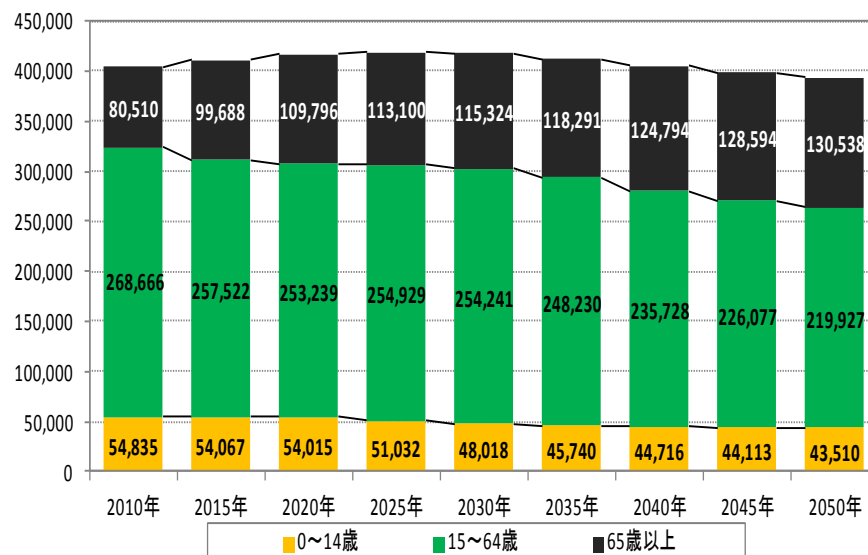
	テーマ	ポイント	頁
1	本市を取り巻く環境(1)(2)	人口の見通しと本市行財政への影響	1・2
2	総合計画の動向	これまでと今後の比較	3
3	新総合計画の策定に当たり、 留意すべき点	①人口減少と少子高齢化への対応 ②第五次総合計画で明確化すること	4
4	策定の重要な視点	①優先順位 ②行財政運営の起点となる計画 ③部門計画との整合性を確保	5
5	【計画の内容Ⅰ】 第五次総合計画の構成と期間	・構成は、三層から二層構造へ ・計画期間は、15年から10年へ	6
6	【計画の内容Ⅱ】 第五次総合計画の全体像	新総合計画の概要を図示	7
7	【計画の運用Ⅰ】 総合計画を起点とした行政経営モデル	行政経営における総合計画の役割	8
8	【計画の運用Ⅱ】 総合計画の実効性向上	特に「C→A」の更なる実践が重要	9
9	【参考】柏市総合計画策定条例 (平成26年9月30日条例第33号)	条例抜粋	10

1 本市を取り巻く環境(1)～人口の見通し

☆将来推計人口



☆年齢3区分別将来推計人口



【総人口】

本市の総人口は、2025年の419,060人をピークに本格的な減少局面に入ることが見込まれています。2035年には412,262人とほぼ現在と同水準になり、2045年には40万人を割り込み、2070年には356,703人、2100年には30万人を割り込んでいる見通しです。

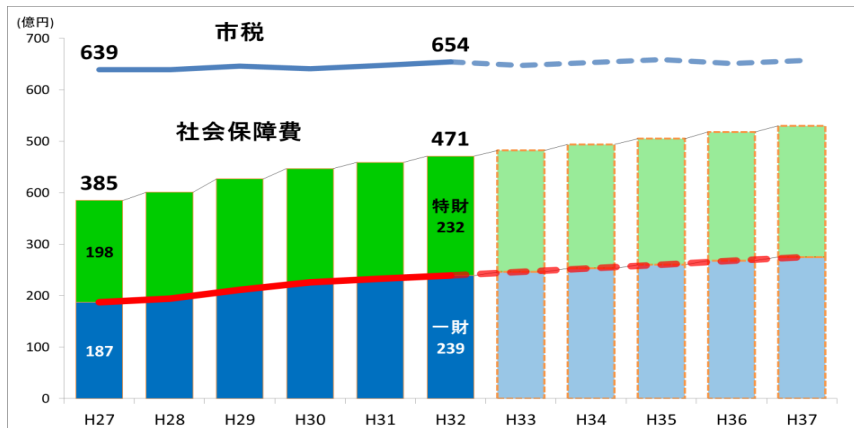
【年齢3区分別】

年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)の推移を比較すると、老年(特に後期高齢者)人口が伸びるのに対し、年少人口と生産年齢人口は減少します。介護等の支援割合が高くなる後期高齢者人口は、団塊の世代が到達する2025年には68,932人、団塊ジュニアが到達する2050年には78,875人へと急増し、本市の総人口に占める割合も2010年は総人口の約12人に1人のところが2050年には5人に1人となる見込みです。

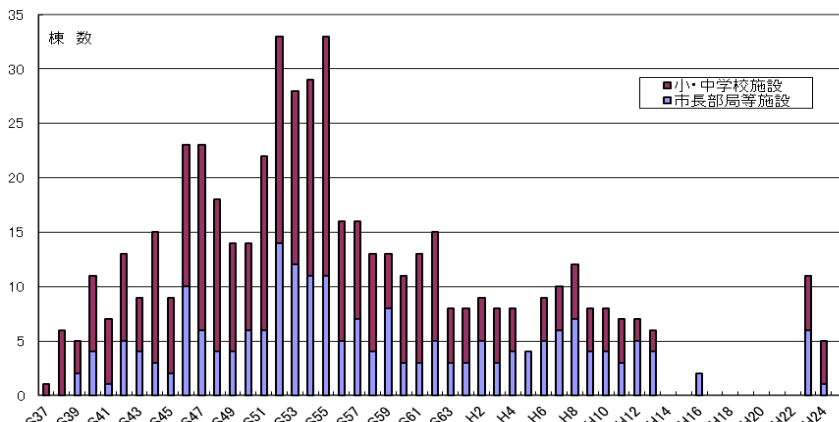
このことから、2010年には3.3人の生産年齢人口で1人の老年人口を支えていたものが、40年後の2050年にはわずか1.7人で1人の老年人口を支えていく、まさに急速に少子“超”高齢化となっていくことが推測されます。

(2)本市行財政への影響

☆社会保障費の一般財源推移



☆市有建築物の年度別建築数



【本市の歳入予測】

市税収入が総額の半分以上を占め、そのうち個人市民税が40%を超える等、人口の増減が大きく影響する構造となっています。また、本市の総人口は、北部地域を中心として総人口は増加傾向にあるものの、少子高齢化の進行により、生産年齢人口(15～64歳)が減少局面にあります。これらのことから、市税収入は当面横ばい・微増で推移すると予測されます。

【本市の歳出予測】

急速な高齢化を背景に、医療や介護、生活保護等の社会保障費が今後も増加の一途をたどる見通しです。また、昭和40年代から50年代にかけての人口急増期に整備された学校・コミュニティ施設等の公共施設や道路、上・下水道等のインフラは、老朽化が一斉に進行することから、これらの維持・更新費の増大が懸念されるとともに、人口減少や少子高齢化に伴う需要の変化に合わせた効率的な利用が必要となっています。

【これらの予測から…】

少子高齢化が進行するにつれて、財政に与える影響は、今後ますます大きくなることが見込まれます。このため、将来にわたって持続可能な財政運営ができるよう、財源の確保とともに、限られた経営資源(予算、人的資源、施設等の物的資源)の選択と集中をこれまで以上に徹底し、効果的に活用していくことが必要です。

2 総合計画の動向

	これまでの総合計画	今後の総合計画
法的根拠	地方自治法の規定に基づき <u>全国一律に「議会の議決を経て基本構想を定める」ことが義務付けられていた。</u>	平成23年に、国の地域主権改革の下、地方自治法の改正により、 <u>基本構想の法的な策定の義務付けが撤廃され、策定自体が各自治体の独自の判断に委ねられた。</u>
市独自の根拠設定	なし	本市では、 <u>今後目指すまちづくりを実現するための施策等を明らかにし、市政を総合的かつ計画的に進めるための指針として、総合計画を策定する必要があると考え、柏市総合計画策定条例を平成26年9月に制定</u>
特徴	高い財政力と、増加する歳入に合わせ、独自事業や新規事業を大きく展開し、市民ニーズに应运てきた。 ↓ このような独自事業や新規事業を考え、その実現に向けて、仕事をする事が、市の仕事の中心であった。	弱い財政力に基づき、独自事業や新規事業を行う余地はかなり小さくなるが、新しい行政需要にも対応しなければならない。 ↓ このような状況下では、施策や取組等に優先順位をつけ、優先性の高いものから順次行い、低いものは、「やめる、やらない」という判断をしなければならない。

3 新総合計画策定に当たり、留意すべき点

【前提】

- ・総合計画とは、過去四次にわたり、全てのまちづくりの計画の基本となるもの
- ・「未来の柏」をどのように描くかを市民と共有し、進むべき方向を見誤らない羅針盤
→総合計画を策定することとした。

留意点①「人口減少と少子高齢化への対応」

- ◆人口も経済も“右肩上がり”の時代の「拡大基調」を前提とした発想からの転換
⇒限られた経営資源の効果的な活用
- ◆高齢化対策等の個別の対応策だけではなく、移住・定住策や企業誘致等、行財政運営の基礎となる財源確保策等も必要



留意点②「第五次総合計画で明確化すること」

- ・行政の経営資源(ヒト・モノ・カネ)が限られる中、様々な地域課題の発生に伴って拡大する行政需要にどのように対応するか
- ・そのためには、施策・事業等に優先順位をつけ、経営資源をいかに戦略的かつ効果的に配分するか

4 策定の重要な視点

①優先順位
「あれもこれも」
↓
「あれかこれか」
(P7)

- ◆ 今後はこれまでと異なる“右肩下がり”の時代
⇒ 行政需要の一層の拡大、でも厳しい財政状況
- ◆ 本市の持続的な発展のための、優先順位付け
 - ✓ 限られた経営資源の、優先度の高い施策や事業への選択と集中
 - ✓ 全体最適の視点に基づき、優先的資源配分と相対的資源配分

②行財政運営の
起点となる計画
(P8)

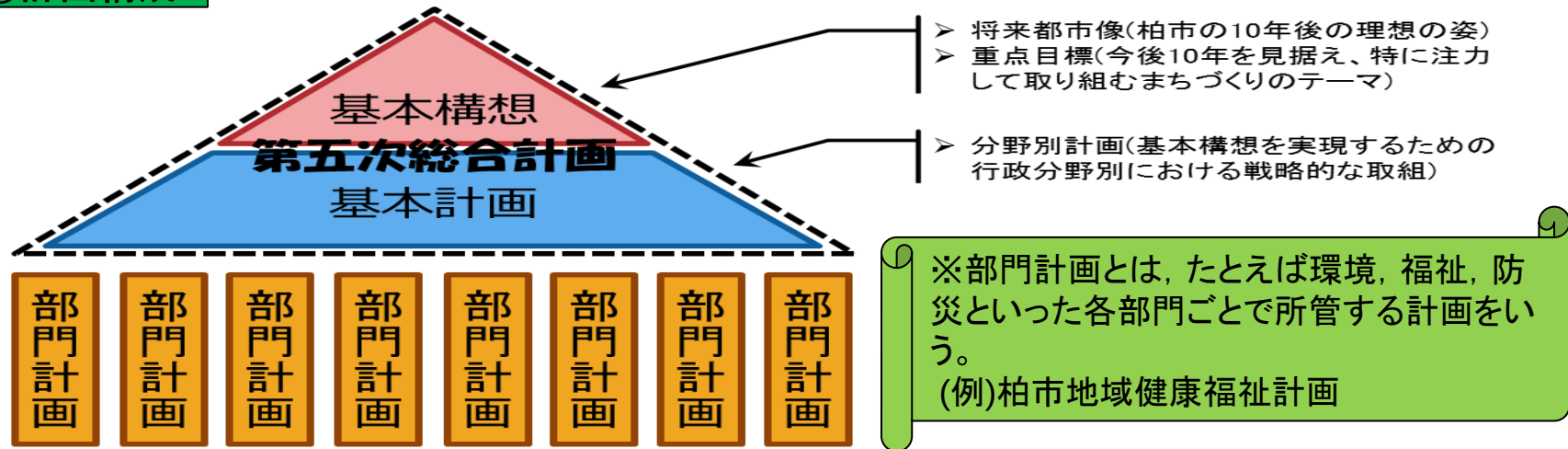
- ◆ 限られた経営資源を常に最適な配分とし、最大限の効果を発揮するため、計画に基づくマネジメントの仕組み(PDCAサイクル)を機能させる
 - ✓ 総合計画に即した資源を配分(予算等)
 - ✓ 配分結果・進捗状況等を適宜管理(決算、事業評価)
 - ✓ その状況に応じて配分の見直し(計画、予算等)

③部門計画との
整合性を確保
(P6)

- ◆ 各部・課の部門計画策定における基本書として機能

5 【計画の内容Ⅰ】 第五次総合計画の全体像

①計画構成



※二層化により期待される効果

二層化により期待される効果

- ①これまでの実施計画の内容を施策体系への関連性の強さや重要度などの基準で精査した上で、基本計画に盛り込み、施策と事業の情報を基本計画に集約させ具体化することによって、計画全体にメリハリを持たせ、計画の一覧性や明瞭性を一層向上させる。
- ②計画体系の簡素化により、総合計画の明快性を向上させ、市の施策の方向性を市民に分かりやすく示す。

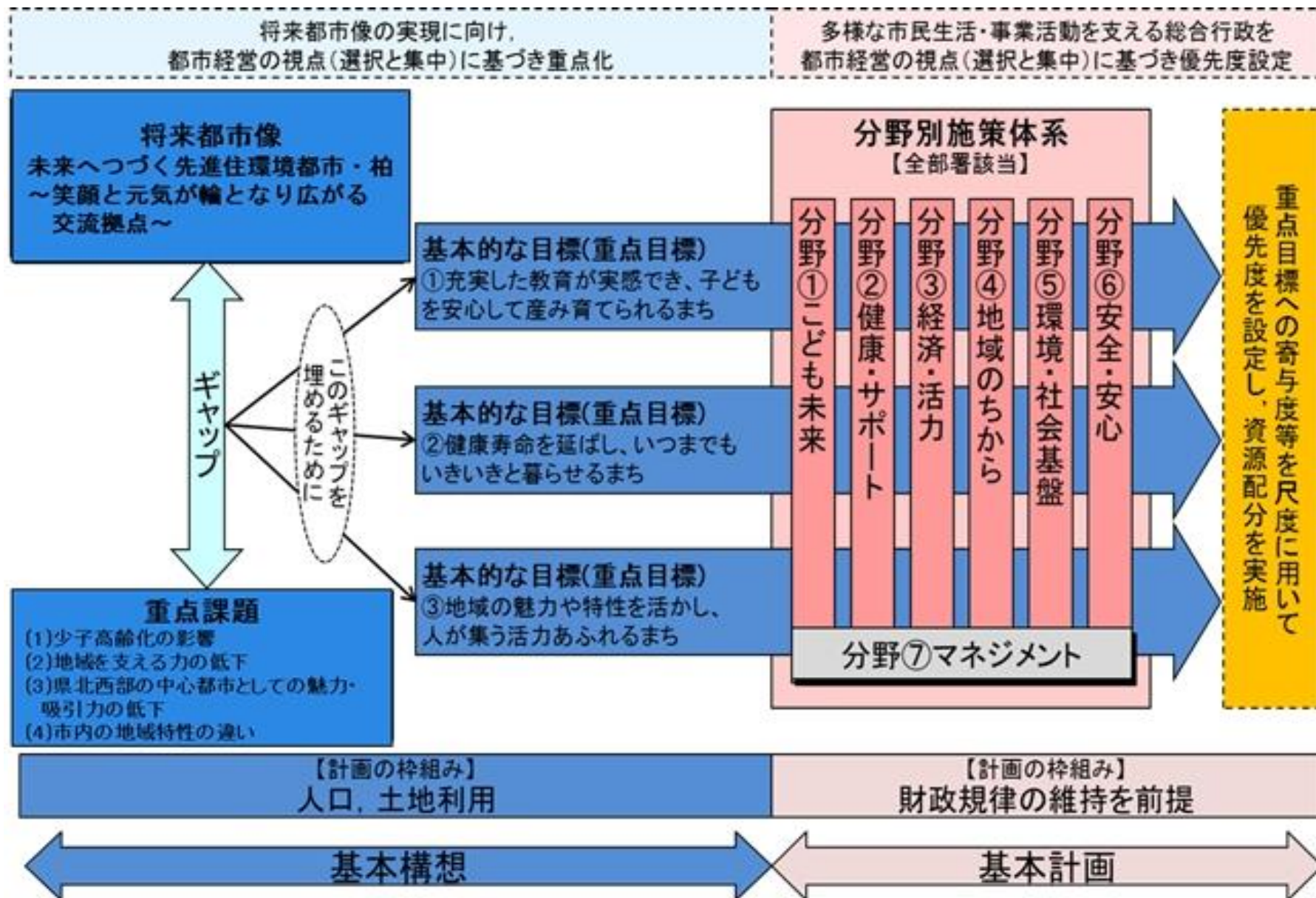
※三層の課題

3層に細分化されることにより、情報が分散化し、特に施策と事業の関連性が見えにくい。

②計画期間

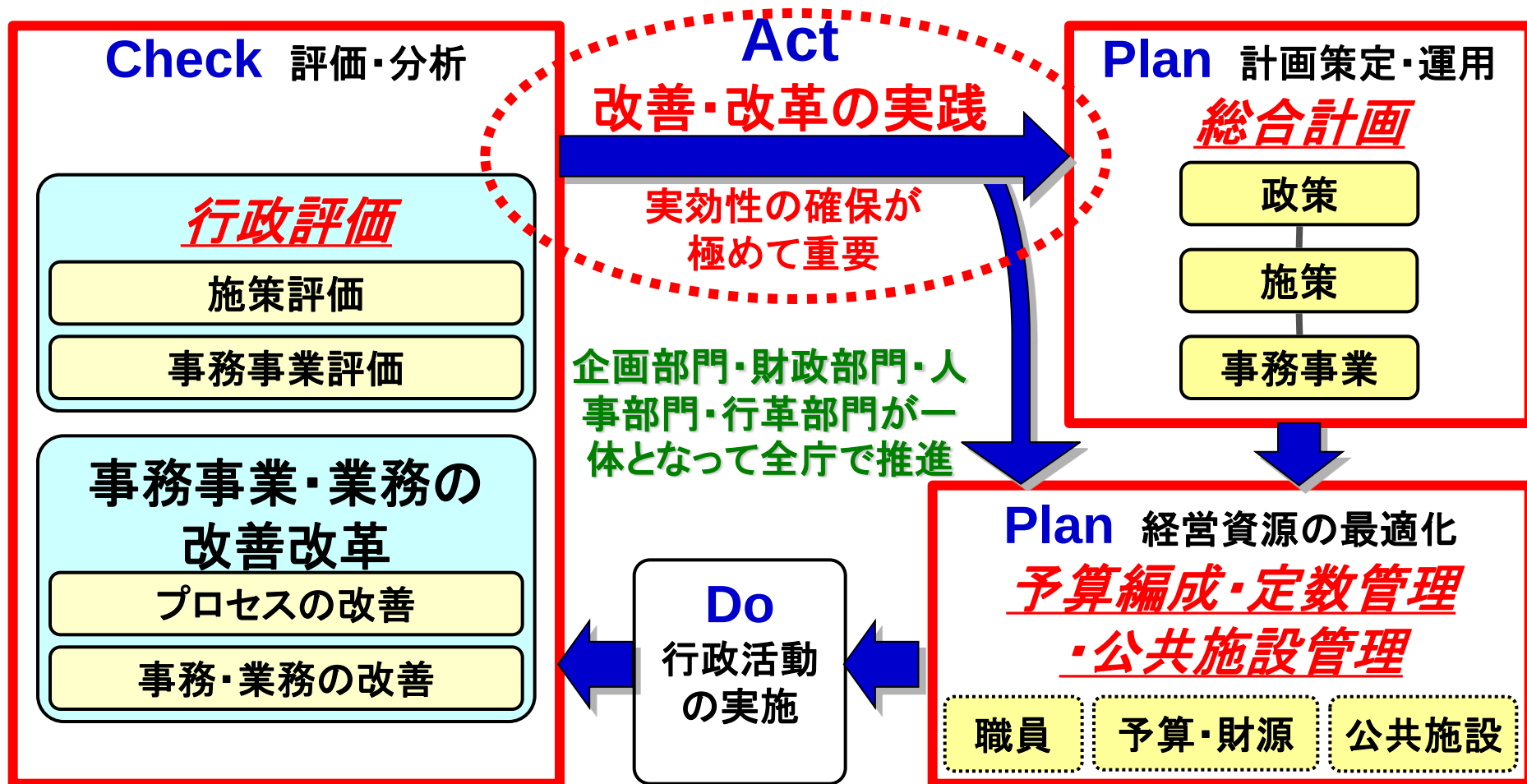
平成(年)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
西暦(年)	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
基本構想 (期間10年)										
基本計画 (期間5年)	前期基本計画					後期基本計画				

6 【計画の内容Ⅱ】 第五次総合計画の全体像



7 【計画の運用 I】 総合計画を起点とした行政経営モデル

行政経営システムの全体像 = 経営基盤(PDCAサイクル)



人事評価・人事制度・人材育成
すべての組織・すべての職員が責任を持って推進

8 【計画の運用Ⅱ】 総合計画の実効性向上

☆計画内容の実現には、計画の実効性向上、特に「C→A」の実践が重要！

具体的には

◎進捗管理の体制とその結果の有効活用を実践

本市の持続可能性を確保し、総合計画の実効性を担保するため、次のような体制で計画の進捗管理を行います。進捗管理結果を予算配分など経営資源配分の見直しに的確につなげて活用することによって、**PDCAの実践による計画の適切な運用**を行います。

体制① 毎年の 進捗管理 (サマーレビュー)

○総合計画における施策・取組・事業の体系とその優先順位については、毎年行っている事務事業評価の結果を活用し、基本構想の重点目標や上位の施策・取組の達成への貢献度等を点検し、重点的に実施すべき事業等の見直しを行います。

○計画に掲載する事業は、施策や取組の内容を具体化するために基本計画に示すものと位置づけ、毎年の社会経済状況や、施策・取組への貢献度等に応じて時点修正を行い、予算等に反映させます。

体制② 中期的な 進捗管理 (施策評価)

○重点目標や施策の実現には一定の継続した取組が求められ、その背景にある課題等は短時間で解決できるものは少ないと考えられるため、複数年の継続的な努力によって明らかな変化を把握できるよう、5年の計画期間の中間年度(3年目)と最終年度(5年目)に、重点目標や施策の達成度等を点検し、計画の進捗管理を行います。

○中間年度の評価は、前期基本計画期間の後半に向けた点検に、そして最終年度の評価は、後期基本計画の策定に活用します。

9 【参考】柏市総合計画策定条例(平成26年9月30日条例第33号)

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の総合計画を策定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 本市のまちづくりの指針となる総合的な計画であって、基本構想及び基本計画をもって構成するものをいう。

(2) 基本構想 本市のまちづくりに係る構想であって、本市が目指す将来の姿及びその実現のための施策の基本的な目標を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想を踏まえた基本的な計画であって、本市のまちづくりに係る施策の方向性を体系的に示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画を策定するものとする。

(審議会の設置等)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、市長の附属機関として、柏市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更について、調査及び審議並びに答申をする。

3～6 略

(審議会への諮問)

第5条 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ審議会に諮問をするものとする。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、前条の諮問に対する答申を受けた後に、議会の議決を経なければならない。

(基本計画の策定)

第7条 市長は、基本構想に基づき基本計画を策定するものとする。

(公表)

第8条 略

(総合計画との整合)

第9条 本市は、個別の施策に係る事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

第10条及び附 則 略